

2022年10月

弁護士 琴浦 諒 / 弁護士 大河内 亮 / 弁護士 安西 明毅 / 弁護士 木曾 誠大 / 弁護士 西山 洋祐

Contents

- I. 【インド】2022年競争法の改正案
- II. 【タイ】タイにおける海外富裕層および投資家誘致—長期居住者ビザの導入—
- III. 【メキシコ】メキシコの競争法当局の最近の動向
- IV. 【メキシコ】消費者保護法上の表示規制とグリーンウォッシュ

I. 【インド】2022年競争法の改正案

1. 2002年競争法改正案提出に至る経緯

インド政府は、2022年8月、インド競争法である2002年競争法(Competition Act, 2002)を比較的大きく改正する法案として、2022年競争法改正案(Competition (Amendment) Bill, 2022)をインド議会の下院(ロク・サバ)に提出した。

インドの競争法については、2018年9月、競争法検討委員会(Competition Law Review Committee)が設置され、2019年7月26日、同委員会が、政府に対して報告書を提出し(同報告書は、同年8月14日に公開)、2002年競争法の改正に関して種々の提言を行っていた。[\(ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE2020年6月号参照\)](#)また、2020年2月には、企業省が、インド競争法の改正案(草案)を公開していた。

本改正案は、かかる長期の検討期間を経て、国会の審議に付される段階に至ったものである。最終的にどのような内容の改正となるかは議会における今後の審議によるが、日系企業にも影響のある改正も少なくないため、主要な改正点について概要を説明する。

2. 主要な改正点

(1) 和解手続および確約手続の導入

新たな枠組みとして、反競争的協定(カルテルを含む水平的協定を除く。)および支配的地位の濫用の事案についての和解手続(settlement)および確約手続(commitment)が導入される。

和解手続は、競争法調査官(Director General)の調査報告書の発出以降、競争委員会の最終判断が下される前に実施が可能なものであり、確約手続は、調査開始から調査の終了(競争総局の調査報告書の発出)までに実施が可能なものである。EU における同様の手続を参考にすものであり、手続および事件解決の迅速化を目指すものと言える。

しかしながら、違反行為の自認が前提とされるのか、和解金額の算定方法など手続の詳細は法案のみからは必ずしも明らかでない。これらについては、施行規則やガイドラインなどによって明らかにされていくことが期待される。

(2) リニエンシー・プラス

現行の 2002 年競争法上、カルテルについては、リニエンシーの制度が既に存在しており、実際に広く利用されている。

改正案においては、さらにリニエンシーによる事件解決を円滑にするためにいくつかの方策が導入される。特に、既にリニエンシーを申請している事業者がさらに別のカルテルを開示し、これにより別のカルテルの調査の開始に至った場合に、既に調査が開始しているカルテルについても制裁金が減額される制度(リニエンシー・プラス)が導入される点が注目される。

(3) ハブ・アンド・スポーク(間接的な情報交換)

水平的な反競争的協定において、必ずしも同業者ではない事業者が関与することがある。いわゆる業界団体がカルテルを促進したり、ハブ・アンド・スポークと呼ばれる競業事業者以外の仲介者(ハブ)が関与してカルテルが形成されるような場面である。

本改正案においては、反競争的協定の促進に積極的に関与した事業者は、たとえ当該反競争的協定の構成員らと同業者ではなかったとしても、協定に参加する者として推定されるとしている。

(4) 企業結合届出制度における取引価値基準の導入

企業結合の届出が必要となる要件について、これまでは企業結合の当事者やそのグループの一定の資産や売上高を届出の基準値とする要件が規定されていた。

改正案では、これらの資産や売上高に加え、取引価格(deal value)を届出の基準値とする要件が追加されている。具体的には、取引価格が 200 億ルピーを超え、かついずれかの当事者がインドにおける実質的な事業を行っている場合には、インド競争委員会への企業結合の届出が必要となる。

(5) 企業結合届出の審査期間の短縮

現行の企業結合届出の審査期間は、Phase I について原則として 30 営業日とされている。改正案は、これを 20 暦日としている。また、現行法は、審査期間は全体として 210 暦日を上限としているが、改正案では 150 暦日を上限(但し、30 暦日の延長は可能)としている。

(6) 証券市場における取得

企業結合の届出が必要となる取引は、審査が終了し取引が承認されるまで取引が実行できない。しかしながら、証券市場における株式取得が絡む取引においては、証券市場における株式取得の即時性・価格機微情報の取り扱いの観点から、このような枠組みが取引の支障となる場合もあった。

改正案は、証券市場における株式取得について、待機義務から除外し、取引実行後の届出を許容することとした。一方で、取得者は競争委員会の承認が得られるまで議決権、配当の受領などの権利を行使できないものとする一方で、企業結合の承認が得られるまでは、取得者が実質的に取得した株式に関する権利を行使できないようにしている。

II. 【タイ】タイにおける海外富裕層および投資家誘致—長期居住者ビザの導入—

1. はじめに

タイ投資委員会(the Board of Investment)(以下「BOI」という。)は、2022年6月30日、海外の富裕層および投資家の誘致を目的として、長期居住者ビザ(Long-term Resident Visa)(以下「LTRビザ」という。)の資格、基準および条件に関する告示(No. Por. 2/2565)を行った。

LTRビザについては、2022年9月1日以降、オンラインでの申請が可能となっており、本稿においては、その要件と特典を紹介する。

2. LTRビザの取得要件

LTRビザの取得要件は、(1)富裕層、(2)50歳以上の裕福な年金受給者、(3)海外の有力企業で働きリモートワーカー、(4)タイ国内の一定企業、高等教育機関、研究機関、特定分野訓練機関または政府機関に勤務する対象業種の専門家(以下「高度技能を持つ専門家」という。)にカテゴリーを分けて規定されている。

(1)富裕層については、①純資産を100万米ドル以上保有すること、②直近2年間につき年間最低8万米ドルの個人所得があること、③タイの国債もしくは不動産への投資額またはタイへの海外直接投資額が最低50万米ドルあること、④保険金額5万米ドル以上の健康保険もしくはタイ国内での入院・治療費をカバーする社会保障に加入することまたは10万米ドル以上の預金があることという条件をすべて満たす必要がある。

(2)50歳以上の裕福な年金受給者については、①申請時に個人所得が年間8万米ドル以上あること(個人所得が4万米ドル以上8万米ドル未満の場合は、25万米ドル以上のタイの国債もしくは不動産への投資額またはタイへの海外直接投資額があること)、②保険金額5万米ドル以上の健康保険もしくはタイ国内での入院・治療費をカバーする社会保障に加入することまたは10万米ドル以上の預金があることという条件をいずれも満たす必要がある。

(3)海外の有力企業で働きリモートワーカーについては、①直近2年間につき年間最低8万米ドルの個人所得があること(個人所得が4万米ドル以上8万米ドル未満の場合は、申請者が修士号以上の学位を有すること、知的財産を保有することまたはシリーズA資金の調達者であること)、②(雇用主の場合)証券取引所に上場している公開会社または創業3年以上の会社であって、過去3年間の売上高の合計が1億5,000万米ドル以上であること、③直近10年間で現在の雇用に関連する分野での実務経験が5年間あること、④保険金額5万米ドル以上の健康保険もしくはタイ国内で入院・治療費をカバーする社会保障に加入することまたは10万米ドル以上の預金があることという条件をいずれも満たす必要がある。

(4)高度技能を持つ専門家については、①直近2年間につき年間最低8万米ドルの個人所得があること

(個人所得が 4 万米ドル以上 8 万米ドル未満の場合は、申請者が科学技術分野で修士号以上の学位を有することまたはタイにおける職務に関連して高度な専門知識を有すること)、②タイのターゲット産業に従事(原則として 5 年間の勤務経験を要する。)し、またはタイの高等教育機関、研究機関、特定分野訓練機関または政府機関に勤務すること(タイの政府機関に勤務する場合は個人所得に関する要件なし)、③保険金額 5 万米ドル以上の健康保険もしくはタイ国内での入院・治療費をカバーする社会保障に加入することまたは 10 万米ドル以上の預金があることという条件をいずれも満たす必要がある。

3. LTR ビザの特典

LTR ビザの保有者は、一度 LTR ビザを取得すれば、同ビザの有効期間(有効期間は 5 年間で最長 5 年間の延長が可能)中は再入国許可を取得する必要がない。

また、LTR ビザの保有者は、タイの国際空港においてファストトラックを利用することができ、通常 90 日ごとに行わなければならない居住地の届出(いわゆる、90 日レポート)が 1 年ごとに延長されるといった恩恵を受けることができる。

加えて、LTR ビザを取得すれば、タイ国内での就労も可能となり(労働許可証の申請が可能となる。)、タイの多くの日本企業にとって負担であった外国籍労働者 1 名を雇用するにあたって、タイ国籍労働者を 4 名雇用しなければならないという義務も課されていない。

さらに、高度技能を持つ専門家については、個人所得税が 17%に軽減されるというメリットがある。

その上で、タイ内閣は、2022 年 10 月 27 日、LTR ビザの要件を満たす長期居住者のうち、タイにおいて 4000 万バーツ以上投資する者を対象に、居住目的で最大 1 ライ(約 0.16 ヘクタール)まで土地を所有することを認める内務省令案を承認した。

上記内務省令案によれば、LTR ビザの要件を満たす長期居住者がタイ国内で所有可能な土地は、都市計画に従って宅地に指定されている区域に限られ、土地の所有権を維持するためには国公債(タイ国債を含む。)、不動産ファンド、BOI 認可企業の株式、BOI 認可対象事業への投資を 5 年間継続しなければならない。

また、LTR ビザを保有する長期居住者による土地所有制度は、5 年後に見直しが予定されている点に留意を要する。

4. 結語

以上のとおり、LTR ビザの取得には比較的厳格な要件が定められている反面、手厚い優遇措置が用意されているため、各カテゴリーの要件を満たすことのできる者にとっては魅力的なオプションとなっており、LTR ビザを取得している者を採用すればタイ国籍労働者を雇用する義務が免除されることから、タイの日本企業にとっても以前ほどの負担なくして日本人を採用できるというメリットも考えられる。

また、タイにおいては従前、原則として、自然人についてはタイ国籍を有する者にのみ、タイ国内の土地の所有が認められてきたが、今回の省令改正により、外国籍者であっても、長期居住を目的としてタイ国内に一定の土地を所有することができる見込みとなった。もっとも、海外から富裕層および投資家を誘致する目的で、外国籍者にタイ国内の土地所有を認めることについては、タイ国内でも賛否両論がある。

今後 LTR ビザが普及していくのかどうか、その動向に注目である。

III. 【メキシコ】メキシコの競争法当局の最近の動向

1. はじめに

2022年9月30日、メキシコの競争法当局である連邦経済競争委員会(*Comisión Federal de Competencia Económica*(通称「COFECE」))の調査当局がモバイルアプリおよびデジタルコンテンツの市場における相対的独占的行為の疑いを理由に調査を開始したことを公表した¹²。

本稿ではメキシコの競争法上の関連規制について簡潔に説明し、上記の連邦経済競争委員会による調査について分析する。

2. メキシコの競争法上の関連規制について

メキシコのいわゆる競争法は *Ley Federal de Competencia Económica*(以下「連邦経済競争法」という。)という単一の連邦法である。連邦経済競争法は、事業者の一定の行為を「相対的独占的行為(*Prácticas Monopólicas Relativas*)」であると定め、原則として制裁の対象となりうるとしている³。具体的には事業者間での顧客や地域の割り当て合意、再販売価格拘束、不当廉売等の一定の行為により、他の事業者を不当に市場から排除し、他の事業者の市場へのアクセスを実質的に妨げ、または事業者に有利な排他的利益を確立することが原則として禁止されている⁴。

COFECE およびその調査当局は独占的行為等の連邦経済競争法違反がなされたと疑われる場合の調査権限を持ち、調査当局は報告書その他の書面の提出を要求したり、関係者を召喚し証言させたり、立入検査(*Visitas de Verificación*)をすることもできる⁵。COFECE およびその調査当局の調査は職権で開始されることもあれば、経済省(*Secretaría de Economía*)等の他の政府機関からの要請等により開始されることもある⁶。調査の期間は30日以上120日以下とされており、正当な理由があれば4回まで延長することができる⁷。

3. 本件調査について

COFECE の調査当局はモバイルアプリおよびデジタルコンテンツの市場における相対的独占的行為の疑いを理由に調査を開始したことを COFECE のウェブサイトで公表したが、その内容には不明な点が多い。例えば、いかなる種類の相対的独占的行為の疑いがあるのかについては言及がない。

一方で、COFECE は公表した記事においてモバイルアプリおよびデジタルコンテンツの市場の重要性を強調している。具体的には、数百万人ものメキシコ人がモバイルアプリをダウンロードしていること、モバイルアプリ開

1 本稿は連邦経済競争委員会が公表している[こちらの記事](#)(スペイン語版)を基に作成している。なお、当該記事の英語版は[こちら](#)で閲覧可能である。

2 連邦経済競争委員会、調査当局および連邦経済競争法の概要については「[【連載】メキシコ競争法の解説 第1回 メキシコの連邦経済競争法の全体像](#)」を参照

3 連邦経済競争法 54 条ないし 56 条。連邦経済競争法上の相対的独占的行為の概要については「[【連載】メキシコ競争法の解説 第2回 メキシコの連邦経済競争法上の違反行為と事後対応](#)」の 2-1(3)を参照

4 連邦経済競争法 54 条および 56 条

5 連邦経済競争法 12 条 1 号および 28 条 2 号

6 連邦経済競争法 66 条

7 連邦経済競争法 71 条

発者等の 2021 年の収益が約 290 億メキシコペソ(約 2,030 億円⁸)にもものぼることを指摘している。公開された記事によれば、上記の点に鑑み、モバイルアプリ開発者のビジネスモデル等の分析をすることも調査の目的としているようである。

なお、COFECE が公表した記事において指摘しているとおり、調査の開始は特定の事業者の違反およびそれに由来する責任が生じていることの判断がなされたことを意味するものではなく、現時点では何らの違反行為も特定されていない。

4. 本件調査の意味合い

上記のとおり、現時点では何らかの違反行為が特定されているわけではなく、また、モバイルアプリおよびデジタルコンテンツの市場においてなされる相対的独占的行為の事例が示されたわけでもない。しかし、COFECE がモバイルアプリおよびデジタルコンテンツの市場の重要性を認識していることおよびそのために監視を強めたことを自ら記事の公表により明らかにしたという点に意義があり、留意が必要である。

IV. 【メキシコ】消費者保護法上の表示規制とグリーンウォッシュ

1. はじめに

日本と同様にメキシコでも、消費者保護のための表示規制が存在し、消費者の判断を誤らせるような虚偽・誇大な広告等が禁止されている。

また、世界的にグリーンウォッシュ(後述する。)が問題視されており、日本でも消費者庁の倫理的消費に関する会議⁹や調査報告書¹⁰の中で検討すべき問題として指摘されている。

そこで、本稿では、メキシコの消費者保護法上の表示規制について解説し、メキシコにおいてグリーンウォッシュが表示規制違反となりうるかを分析する。

2. メキシコの消費者保護法上の表示規制について

連邦法である *Ley Federal de Protección al Consumidor* (以下「消費者保護法」または「法」という。)¹¹が、消費者保護のための表示規制を定めている。具体的には、商品またはサービス等(以下「商品等」という。)に関する広告等は真実かつ検証可能で、明確でなければならず、誤解または混乱を招くおそれのある記述・画像・描写等を含むものであってはならないと規定されている¹²。規制対象となる誤解等を招く記述等にあたるか否かは、商品等の特性について不正確、虚偽または誇張等の表現方法により消費者を誤解または混乱させるかどうかにより判断される¹³。また、商品等またはそのラベル、容器、包装上の記載は、国内製造であるか国外製造であるかにかかわらず、スペイン語で、わかりやすく読みやすい言葉で表示しなければならない¹⁴。

8 1 メキシコペソ=7 円で計算した

9 消費者庁「第2回「倫理的消費」調査研究会 議事録」12 頁

10 消費者庁「海外における倫理的消費の動向等に関する調査報告書」13 頁および 27 頁

11 メキシコの連邦消費者保護法の概要については[こちらの記事](#)を参照。

12 法 32 条

13 法 32 条

14 法 34 条

専門家団体または協会によって承認、認可、推奨または認定されていることを示す記載を商品等の広告に含める場合には、商品等の品質または特性を客観的かつ信頼できる科学的証拠で裏付ける適切な文書が存在するか適用がある特別法上の要件を充足していなければならない¹⁵。かかる文書または要件充足がないにもかかわらず特定の団体から認定等を受けている旨を商品等の広告に含めた場合には消費者保護法違反となる。

加えて、サプライヤー¹⁶は、商品等が消費者または環境に対して危険または有害となりうる場合には、そのような危険性を秘めた商品等の特質についての警告記載をするとともに、推奨される利用方法等と推奨される方法以外で利用した場合に生じる結果について明確に説明しなければならない¹⁷。

サプライヤーは、自らの広告の配信に先立ち、自主的に規制当局である *Procuraduría Federal del Consumidor* (通称「PROFECO」)に広告を提出し、PROFECO の審査を受けることができ、PROFECO はこの際に法的拘束力のない意見を述べることもある¹⁸。

消費者保護法上の表示規制の違反に対しては、厳しい制裁が下されうることに注意が必要である¹⁹。特に深刻な表示規制の違反が繰り返された場合には、違反行為がなされた会計年度における関連する商品等の年間総売上額の 10%に相当する制裁金が課されることもある²⁰。また、違反している広告等の停止または訂正を義務付ける命令が出されたり、広告記載の情報の信憑性が検証されていないことの公表を義務付ける命令が出されたりすることもある²¹。さらに、制裁金の支払いとは別に、消費者等に生じた損害の支払い義務が生じる²²。

3. グリーンウォッシュについて

グリーンウォッシュとは、実際には環境に十分配慮していない商品等について、広告等によりあたかも環境に配慮しているかのような誤った印象を与える行為をいう²³。既にこのような行為に対する規制整備を進めている国もある。

4. メキシコにおけるグリーンウォッシュの規制について

現時点では、グリーンウォッシュを特別に規制するメキシコの法律は見当たらない。しかし、環境意識が高まり、より環境に配慮した商品等の購入および利用を望む消費者が増えている昨今においては、グリーンウォッシュは商品等の特性について不正確、虚偽または誇張等の表現方法により消費者を誤解または混乱させるものと評価されよう。

また、上記のとおり、消費者保護法は、商品等が環境に対して危険または有害となりうる場合には、そのような危険性を秘めた商品等の特質についての警告記載等をするをサプライヤーに要求している。かかる点より、消費者保護法上、環境に関する記載は広告等の重要記載の一つと位置づけられているように思われる。

15 法 32 条

16 サプライヤーの定義については[こちらの記事](#)を参照。

17 法 41 条

18 法 32 条

19 法 35 条ないし 37 条、41 条、125 条ないし 127 条および 128 条の 2

20 法 128 条の 2

21 法 35 条

22 法 37 条および 41 条

23 消費者庁「海外における倫理的消費の動向等に関する調査報告書」13 頁

さらに、上記のとおり、商品等の品質または特性を客観的かつ信頼できる科学的証拠で裏付ける適切な文書または特別法上の要件充足がないにもかかわらず特定の環境団体から認定等を受けている旨を商品等の広告に含めた場合には消費者保護法違反となる。

以上より、グリーンウォッシュは概ね消費者保護法の表示規制の規制対象となりうるものと思われる。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康 (ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com